

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【公表番号】特表2016-530229(P2016-530229A)

【公表日】平成28年9月29日(2016.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2016-057

【出願番号】特願2016-522964(P2016-522964)

【国際特許分類】

A 01 N	25/00	(2006.01)
A 01 N	25/08	(2006.01)
A 01 N	43/64	(2006.01)
A 01 P	3/00	(2006.01)
A 01 N	59/08	(2006.01)
C 02 F	1/50	(2006.01)
C 02 F	1/76	(2006.01)
A 01 K	63/04	(2006.01)
A 01 M	1/00	(2006.01)

【F I】

A 01 N	25/00	1 0 1
A 01 N	25/08	
A 01 N	43/64	1 0 5
A 01 P	3/00	
A 01 N	59/08	A
C 02 F	1/50	5 1 0 D
C 02 F	1/50	5 1 0 E
C 02 F	1/50	5 2 0 B
C 02 F	1/50	5 2 0 F
C 02 F	1/50	5 3 1 K
C 02 F	1/50	5 3 1 L
C 02 F	1/50	5 3 1 Q
C 02 F	1/50	5 3 1 U
C 02 F	1/50	5 3 1 P
C 02 F	1/50	5 4 0 D
C 02 F	1/50	5 4 0 E
C 02 F	1/50	5 4 0 B
C 02 F	1/76	A
C 02 F	1/50	5 1 0 A
C 02 F	1/50	5 3 1 E
C 02 F	1/50	5 3 1 F
C 02 F	1/50	5 3 1 R
C 02 F	1/50	5 3 2 C
C 02 F	1/50	5 3 2 D
C 02 F	1/50	5 3 2 H
C 02 F	1/50	5 3 2 J
C 02 F	1/50	5 3 1 M
C 02 F	1/50	5 3 1 N
A 01 K	63/04	F
A 01 M	1/00	Z

**【手続補正書】**

【提出日】平成29年6月26日(2017.6.26)

**【手続補正1】**

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

**【補正の内容】**

【特許請求の範囲】

**【請求項1】**

水生系において水面生息光合成微生物ブルームを抑制する方法であって、

a. 少なくとも1種の光合成微生物阻害剤と、浮遊剤とを含む浮遊性組成物を生成すること；

b. 前記水生系において一定期間内に前記光合成微生物の少なくとも50%の減少を誘発する条件下で、前記浮遊性組成物を前記水生系の表面に使用することであって、前記少なくとも1種の光合成微生物阻害剤が、前記期間後に前記水生系において飲料水で許容される濃度未満の濃度であり、および前記少なくとも1種の光合成微生物阻害剤が前記水生系から実質的に分解するよう適合されており、その結果前記期間後に、その活性状態で検出され得ないことを特徴とする、使用することと、

を含む、方法。

**【請求項2】**

前記少なくとも1種の光合成微生物阻害剤が酸化性水消毒剤を含む、請求項1に記載の方法。

**【請求項3】**

前記酸化性水消毒剤が塩素放出剤、臭素放出剤、過酸化物系化合物、銅塩、アルミニウム塩、およびそれらの任意の組み合わせからなる群から選択される、請求項2に記載の方法。

**【請求項4】**

前記塩素放出剤が次亜塩素酸カルシウムおよびジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(NaDCC)から選択される、請求項3に記載の方法。

**【請求項5】**

前記浮遊剤がセルロース誘導体、植物バイオマス、飽和炭化水素、樹脂状物質、フォーム、ワックスおよび天然ラテックスまたは合成ラテックスからなる群から選択される、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項6】**

前記浮遊剤が木粉、パラフィン、ロジン、押出ポリスチレンフォーム、発泡ポリスチレンフォーム、シリコーンフォームまたはそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項5に記載の方法。

**【請求項7】**

前記光合成微生物阻害剤の濃度が、前記組成物の約10重量%、もしくは約20重量%、もしくは約30重量%、もしくは約40重量%、もしくは約50重量%、もしくはそれを超える、請求項1～10のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項8】**

前記組成物が粒子、顆粒、フレーク、粉末、ペレット、丸剤、溶液またはその組み合せの形態である、請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項9】**

前記少なくとも1種の光合成微生物がシアノバクテリア、藻類、プラクトンおよびそれらの組み合せからなる群から選択される、請求項1～8のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項10】**

前記期間が少なくとも3日間であり、前記少なくとも50%の減少が少なくとも99%の減少である、請求項1～16のいずれか1項に記載の方法。

**【請求項 1 1】**

水生系において水面生息光合成微生物のブルームを抑制するのに用いる拡散性浮遊性組成物であって、

光合成微生物阻害剤と、浮遊剤とを含み、前記ブルームを酸化するために、前記組成物が前記水面に前記阻害剤を徐々に放出するよう適合されており、および前記少なくとも1種の光合成微生物阻害剤が、前記期間後に前記水生系において、飲料水で許容される濃度未満の濃度であることを特徴とする組成物。

**【請求項 1 2】**

前記光合成微生物阻害剤が酸化性水消毒剤である、請求項1 1に記載の組成物。

**【請求項 1 3】**

前記少なくとも1種の水消毒剤が塩素放出剤、臭素放出剤、過酸化物系化合物、銅塩、アルミニウム塩、およびそれらの任意の組み合わせからなる群から選択される、請求項1 2に記載の組成物。

**【請求項 1 4】**

前記浮遊剤がセルロース誘導体、植物バイオマス、飽和炭化水素、樹脂状物質、フォーム、ワックスおよび天然ラテックスまたは合成ラテックスからなる群から選択される、請求項1 1に記載の組成物。

**【請求項 1 5】**

前記浮遊剤が木粉、パラフィン、ロジン、押出ポリスチレンフォーム、発泡ポリスチレンフォーム、シリコーンフォームまたはそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項5に記載の組成物。